

特定非営利活動法人熊本県有機農業研究会

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人熊本県有機農業研究会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を熊本県熊本市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、不特定多数の人々に対して、有機農業の普及啓発や技術の向上、食品の安全性等に関する学習研究及び有機農産物の認証等の活動に係る事業を行うことにより、環境の保全と健康の増進に寄与する事を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 有機農業の普及啓発活動
- (2) 環境の保全、食品の安全性及び農薬と健康等に関する学習、研究活動
- (3) 「JAS法」に基づいて行う有機食品の検査認証制度に関する事業
- (4) 有機農業により農山漁村または中山間地域の振興を図る活動
- (5) その他第3条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 準会員 この法人の目的に賛同して入会し総会議決権を有さない個人
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため、入会し総会議決権を有さない団体

(入会)

第7条 正会員、準会員及び賛助会員の入会については特に条件を定めない。

- 2 正会員、準会員及び賛助会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員、準会員及び賛助会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員、準会員及び賛助会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡したとき。又は、会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員、準会員及び賛助会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 直接又は間接を問わず、反社会的勢力に与したとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納められた会費その他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員・顧問及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 10人以上20人以内

(2) 監事2人

2 理事のうち、1人を理事長、若干名を副理事長、及び若干名を常任理事とする。また、理事会が必要と認めた場合には、理事のうち1名を専務理事とすることができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。ただし、特に必要と認められる場合は、正会員以外の者を監事に選任することを妨げない。

2 理事長及び副理事長、並びに常任理事及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を越えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 専務理事は、理事長を補佐し、事務局を統括して業務を執行する。

5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の職務を執行する。

6 常任理事は、理事長及び副理事長と常任理事会を構成し、常任理事会に付議された事項を審議する。

7 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを総会又は所轄庁

に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定に関わらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において、後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでとする。また、任期満了後に後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会を経て、理事長が別に定める。

(顧問)

第20条 この法人に理事会の承認を得て、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事長に意見を述べることができる。

(職員)

第21条 この法人に事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

- 3 職員の定数及び給与その他職員に関し、必要な事項は別に定める。

第5章 総会

(種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（短期借入金を除く。第58条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第25条 通常総会は毎年1回開催し、開催時期は年度終了後3か月以内とする。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第7項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第26条 総会は、第25条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第25条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等とし、個人及び団体は1議決とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第28条、第29条第2項、第31条第1項第2号及び第59条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法で表決した者、又は表決委任者があつた場合には、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画の変更及び活動予算の変更
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) 理事長、副理事長、常任理事及び専務理事の選定及び解職
- (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第7項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第34条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。また、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム(発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているもの)に限る。以下同じ。)による参加を認める場合は、その方法についても事前に通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長又は副理事長がこれに当たる。

(定足数)

第37条 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第38条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、出席理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第39条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムによって理事会に参加し、表決することができる。
- 4 前2項の規定により表決した理事は、第38条第2項及び第40条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面、電磁的方法又はオンライン会議システムで表決した者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

第7章 常任理事会

(構成)

第41条 常任理事会は、理事長、副理事長、常任理事及び専務理事をもって構成する。

(権能)

第42条 常任理事会は、理事会に付議する事項、理事会から委任された事項及び緊急に処理すべき事項を議決する。

(開催)

第43条 常任理事会は、理事長が必要と認めた場合に開催する。

(招集)

第44条 常任理事会は、理事長が招集する。

- 2 常任理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の2日前までに通知しなければならない。ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムによる参加を認める場合は、その方法についても事前

に通知しなければならない。

(議長)

第45条 常任理事会の議長は、原則として 理事長がこれに当たる。理事長が議長に当たらない場合は、出席理事の互選とする。

(定足数)

第46条 常任理事会は、常任理事会を構成する理事の総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第47条 常任理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第48条 常任理事会を構成する各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため常任理事会に出席できない理事は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムによって常任理事会に参加し、表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第47条及び第49条第1項第2号の適用については、常任理事会に出席したものとみなす。
- 4 常任理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることをできない。

(議事録)

第49条 常任理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 常任理事会を構成する理事の総数、出席者数及び出席者氏名（オンライン会議システムで表決した者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- 2 議事録には、議長が署名又は記名押印しなければならない。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第50条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費

- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第51条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第52条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第53条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならぬ。

(暫定予算)

第54条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第55条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第56条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第57条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第58条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第59条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第60条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第61条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、特定非営利活動法人日本有機農業研究会に譲渡するものとする。

(合併)

第62条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第63条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第11章 雑則

(細則)

第64条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 間 司

副理事長 飯星 幹治・市来 眞

理 事 田上 チジ子・佐藤 玲子・橋本 博・坂本 圭子・渡邊 正次郎

同 養田 友宏・山城 昭一・川添 紘子・龍崎 篤子・田上 明・森田 良光

同 信永 幸子・平岡 三幸

監 事 森 連子・金子 道子

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成13年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成12年12月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費

(1) 正会員 個人は、 2,000円・団体は、 50,000円

(2) 賛助会員 個人は、一口2,000円・団体は、一口10,000円

(3) 家族会員 個人は、 1,000円